

多鯨ヶ池周辺整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多鯨ヶ池周辺整備補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、多鯨ヶ池周辺の整備を補助することにより、多鯨ヶ池を含む鳥取砂丘周辺に観光客を誘致し、かつ、鳥取砂丘周辺の魅力を広く発信することを目的として交付する。

(補助事業)

第3条 本補助金の対象となる事業は、多鯨ヶ池周辺の整備をすることにより、多鯨ヶ池を含む鳥取砂丘周辺の魅力向上につながる事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、多鯨ヶ池活性化委員会とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、別表に掲げる補助対象経費から協賛金その他の特定財源により充当される額を除いた額に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第6条 規則第4条の規定による本補助金の交付申請は、着手の1か月前までに行わなければならぬ。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了、中止又は廃止の日から30日を経過する日までに行わなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40

年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

2 規則第16条第4号の市長が定める財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月28日から施行する。

別表(第5条関係)

補助対象	賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費
経費	

(備考)

1 上記経費に係る消費税も対象とする。

2 人件費及び旅費のうち多鯰ヶ池活性化委員会委員に対するものは補助対象外とする。